

特養利用料金試算表 (令和6年8月～)

介護保険負担割合

社会福祉法人坂井輪会

特別養護老人ホーム穂波の里

居室区分	介護度	介護保険1割負担(一部の方は2割または3割負担) (単位・1日あたり)							1日の合計単位	介護保険1割負担(単位/月)			介護職員処遇改善加算I※2	1ヶ月あたりの介護保険一割負担総合計単位数	総合計単位数に10.14を掛けた金額の1割※5
		福祉施設サービス(基本)	日常生活継続支援加算	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	夜勤職員配置加算	個別機能訓練加算Ⅰ	療養食加算※1	介護保険1割負担(単位/月)		個別機能訓練加算Ⅱ	科学的介護推進体制加算Ⅱ	協力医療機関加算			
個室 多床室	要介護1	589	36	12	16	12	18	683	20,490	20	50	100	2,892	23,552	¥23,882
	要介護2	659	36	12	16	12	18	753	22,590	20	50	100	3,186	25,946	¥26,310
	要介護3	732	36	12	16	12	18	826	24,780	20	50	100	3,493	28,443	¥28,841
	要介護4	802	36	12	16	12	18	896	26,880	20	50	100	3,787	30,837	¥31,269
	要介護5	871	36	12	16	12	18	965	28,950	20	50	100	4,077	33,197	¥33,662

介護保険外負担

居住費			食費			預り金等事務手数料	1月の総合計
居室区分	負担段階	1日あたり	1月あたり	1日あたり	1月あたり		
個室	第1段階	380	11,400	300	9,000	1,000	21,400
	第2段階	480	14,400	390	11,700	1,000	27,100
	第3段階①	880	26,400	650	19,500	1,000	46,900
	第3段階②	880	26,400	1,360	40,800	1,000	68,200
	第4段階	1,471	44,130	1,650	49,500	1,000	94,630
多床室	第1段階	0	0	300	9,000	1,000	10,000
	第2段階	430	12,900	390	11,700	1,000	25,600
	第3段階①	430	12,900	650	19,500	1,000	33,400
	第3段階②	430	12,900	1,360	40,800	1,000	54,700
	第4段階	1,155	34,650	1,650	49,500	1,000	85,150

※介護保険負担割合証の確認を基に、介護報酬の1割(一部の方は2割または3割)をご負担いただきます。

※高額介護サービス費の対象となった場合は、新潟市等の保険者より連絡がいきます。

※ 上記の他にも、必要に応じて加算が付きます。裏面を参照下さい。

※1. 疾患により療養食を提供する場合に加算されます。[1食 6単位]

※2. 介護職員処遇改善加算Iとして介護保険1割負担合計の14%が加算されます。

※3. 新潟市は7級地のため、1単位10.14円で計算されます。

その他

※理美容を希望される場合、理容は1回 2,200円になります。

※美容は内容により金額が変わります。その都度、相談させていただきます。

※おやつ等の購入(いきいき通販)や、衣類販売(ウェルケアビューティー)での購入時には、実費請求となります。

※個人の物品購入については、必要時にそのつど相談させていただきます。

加算一覧

- * 初期加算 (1日 30単位)
入所時から30日以内。入院30日を超えた後に再入所した場合に30日以内を算定。
- * 安全対策体制加算 (1回 20単位)
事故発生防止と発生時の適切な対応をするために、入所時に1回算定。
- * 療養食加算
医師の発行する食事戦に基づき提供された糖尿病食、腎臓食など、治療食を提供したときに算定。
- * 高齢者施設等感染対策向上加算 I (1月 10単位)
第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、協力医療機関との間で、一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め、感染症の発生時等に協力医療機関と連携し適切に対応している場合。また、医療機関等が、定期的に行う院内感染対策に関する研修等に1年に1回以上参加している場合に算定。
- * 外泊時費用 (1日 246単位)
入院を要した場合及び居宅における外泊時に、一月に6日を限度として算定。
- * 配置医師緊急時対応加算 1回 早朝・夜間(650単位) 深夜(1300単位)
緊急時に配置医師が、施設に訪問し診察した場合に算定されます。
- * 看取り介護加算 II (1日 72単位) 死亡日以前31～45日前
看取り介護加算 II (1日 144単位) 死亡日以前4～30日
看取り介護加算 II (1日 780単位) 死亡日前日及び前々日
看取り介護加算 II (1日 1580単位) 死亡日
医師と看取りの意向確認をし、医療提供の体制を整備し施設で看取った場合に算定されます。
- * 褥瘡マネジメント加算 I (1月 3単位)
褥瘡の発生予防の為、定期的に評価を行い結果に基づいた計画書を作成、管理した場合に算定。

褥瘡マネジメント加算 II (1月 13単位)
上記の結果、褥瘡が発生するリスクがあるが、褥瘡の発生がない場合に算定。
- * 再入所時栄養連携加算 (1回 200単位)
入院し経管栄養または嚥下調整食の新規導入など、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となり、施設の管理栄養士と医療機関の管理栄養士が、連携栄養管理が必要となり、施設の管理栄養士と医療機関の管理栄養士が、連携して再入所後の栄養管理の調整を行った場合に算定。
- * 協力医療機関連携加算 (月 100単位)
協力医療機関が、入所者の症状が急変した場合に、医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保。施設からの診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保。入所者等の症状が急変した際に、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保した場合に算定。
- * 退所時栄養情報連携加算 (1回 70単位)
特別食を必要とする入所者又は低栄養状態の入所者に対し、管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養情報を提供する場合に算定。
- * 退所時情報提供加算 (1回 250単位)
医療機関に退所される方に対して、当該入所者の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報提供。
- * 生産性向上推進体制加算 II (1月 10単位)
利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の為の委員会開催にて必要な安全対策と、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を行った場合。
- * 新興感染症等施設療養費 (1日 240単位)
入所者等が、新たに厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し適切な感染対策を行った場合。